

○農林水産省告示第三百二十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の二の項の規定に基づき、昭和五十七年五月二十日農林水産省告示第七百八十号（植物防疫法施行規則別表一の二の項の台湾から発送されるソロ種のパパイヤの生果実並びにアーザイン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成三年四月一日から施行する。

平成三年三月十五日

農林水産大臣 近藤 元次

四の（ロ）中「アーザイン種」の下に「及びハーディン種」を加え、四の（ハ）中「及びハーディン種」を削る。